



島根県報

令和7年4月18日（金）

号外 第 4 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示

島根県告示第244号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
一般国道	375号	大田市大田町吉永1241番7地先から同町大田口809番1地先まで	メートル 153.30	令和 7 年 4 月 18 日	県央県土整備 事務所大田事 業所	